

# 令和8年第1回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和8年1月23日(火)
- 2 招集場所 市役所北庁舎5階 502会議室
- 3 出席委員等 教育長 市岡 良庸 委員 小野 聡子  
委員 大井 知教 委員 星山 純一郎
- 4 欠席委員 委員 高田 彩
- 5 説明のため出席した事務局職員  
教育部長 中野 裕夫  
次長兼教育総務課長 柴田 光起  
理事兼学校教育監 石田 隆幸  
生涯学習課長 松田 直樹  
文化財課長 武田 健市  
参事兼教育総務課長補佐 古関 義信
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後3時
- 9 議事日程  
日程第1 前回議事録の承認について  
日程第2 議事録署名委員の指名について  
日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告  
日程第4 議事  
(1) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(教育委員会教育長  
報告第1号 の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を  
改正する条例並びに特別職の職員で非常勤の  
ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)  
日程第5 その他

## 教育長

ただ今の出席者は3名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

## 日程第1 前回議事録の承認について

### 教育長

はじめに、令和7年第12回定例会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

### 鈴木主査

まもなくいらっしゃる小野委員から、議事録制定の依頼がありましたので、ご報告します。議事録12ページ小野委員「こういうことに地域おこし協力隊を活用できるということを」の続きに「知りませんでした。」と加えます。

次の行の「思って、」を「思います。」に訂正します。

次の行の「まずは5年間でということです。」を「まずは5年間ということです。」に訂正します。

13ページ、2行目の「業務委託するということで、」を「業務委託するということですが、どうぞよろしく願います。」の以上4点の訂正となります。以上です。

### 教育長

4点の修正をお願いします。ほかにございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

## 日程第2 議事録署名委員の指名について

### 教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、大井委員、星山委員を指名いたします。よろしく願います。

## 日程第3 諸般の報告について

### － 事務事業等の報告 －

## 教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく願いいたします。教育部長。

## 教育部長

諸般の報告です。それでは資料の1ページをお願いします。令和7年第12回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

始めに教育総務課関係です。

1月5日、1月1日付けの定期昇給者に係る辞令を交付しました。昇給対象職員40名が昇給しています。

12月25日及び26日の2日間、「多賀城スコール（ウィンタースクール）」を中央公民館及び山王地区公民館で開催しました。2日間で小中学生が延べ21名、学生ボランティアが延べ13名参加しました。

1月5日、NPO法人アスイクが運営する「子ども第三の居場所たがじょうきち」が中央3丁目に開設されたことに伴い、市が委託する「たがじょう子どもの心のケアハウス」の主たる活動場所を東田中2丁目から同施設内2階に移転しました。

1月8日、冬季休業が終了し市立小中学校が再開しました。

1月14日及び15日、「多賀城市議会全員協議会」が開催され、教育長が出席しました。

1月16日、令和7年度市町村教育委員会研究協議会（後期）がオンラインで開催され、小野委員、星山委員が参加しました。

続いて生涯学習課関係です。

12月21日、「陸上自衛隊東北方面音楽隊コンサート2025」が市民会館で開催され、837名が鑑賞しました。

同日、明治安田生命保険相互会社の協力のもと、「ベガルタ仙台サッカー教室」を「さんみらい多賀城イベントプラザ」で開催し、62名の小学生がベガルタ仙台の選手やコーチとサッカーを楽しみました。

1月9日、「青少年健全育成多賀城市民会議理事会」を開催し、令和7年度の事業報告と青少年善行者表彰選考を行いました。

1月11日、「令和8年成人式～二十歳を祝う会～」を市民会館で開催し、対象者591名に対し404名が出席しました。市内中学校4校の卒業生12名が実行委員として企画や運営に当たり、思い出のスライドショーや恩師からのお祝い

ビデオメッセージの上映を行いました。当日は「多賀城おもてなしブース」を設置し、生涯学習100年構想実践委員会、ハウス食品株式会社、東北歴史博物館内レストラン「<sup>アンド</sup>SUN」の協力により「やかもち鍋」「古代米カレー」「グリーンカレー」を振る舞い、参加者に大変喜ばれました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、2ページから4ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

10月4日から12月21日まで、令和7年度企画展「宮城に生きる民俗－多賀城海軍工廠と地域の変化－」を埋蔵文化財調査センターで開催し、2,081名が来館しました。

12月20日、「お正月の準備－家族でつくる正月飾り－」を史遊館で開催し、9組延べ23名が参加しました。

令和8年1月23日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

## 教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。星山委員。

## 星山委員

3ページ、大代地区公民館の12月19日に実施した成人教育事業、メタバースツアーについてお聞きします。参加者が1名ということでしたが、募集は何名でしたか、教えてください。

## 生涯学習課長

このメタバースツアーは、定期的に大代地区公民館で実施している事業です。手持ちの資料で募集人数は分かりません。毎回数名参加していただいています。今回は少なかったという印象を受けています。

規模からいくと、何十人というのは無理ですけれども、10名程度だったのではないかと思います。確認して後程お知らせします。

## 星山委員

個人的にメタバースに興味があり、インターネットで少し見ることもありました。子どもたちに対しバーチャルの世界がいいとは言いませんが、そのようなものもあるということをし話していただきました。これからの未来はメタバースというのも、一つの選択肢としてあると思いますので、もし参加人数が少ないことに対

しての集客、動員の方法や、新しい試みがあれば、ご検討いただければと思います。ありがとうございます。

## 生涯学習課長

我々もいい取り組みだと考えています。周知方法や道院の方法など委員のおっしゃる通り、どのような対策ができるか考えてきたいと思います。

## 教育長

ほかにございますか。星山委員。

## 星山委員

1 ページ、1 月 1 6 日の市町村教育委員会研究協議会のオンラインに参加させていただきました。その内容をお話いたします。

私は 2 つの分科会に参加しました。1 つ目は「教員の学校の働き方改革」について、2 つ目が「地域の関わり方」についてでした。

先日お送りしました事前アンケートを基に、4 人程度のグループによる zoom による会議をしました。全国から 1, 0 0 0 人以上が人、

何百人がズームに 1 つのルームに入って、年配の教育長さんくらいかと思いますが、おそらくズームの使い方がわからず、それぞれが話して、カオス状態でしたね。ああ、すごいもう、これをどうしたらよいかわからないようなカオス状態で一応スタートしました。少し不安がありましたが、その中で先ほどのテーマを話し始めたの、

先生方の働き方と地域の関わり方だったのですが、私の立場が教育委員でもあり、P T A、現保護者でもあります。保護者、P T A がどのように先生方を支えられるのか、地域と関われるかということをお話をさせていただきました。

結局、先生方の仕事を減らすことは、我々にはどうしてもできないと考えています。現在、文部科学省では様々な制度を作って、これを県市町村教育委員会に落とし込むということでしたので、行政の方でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。12 : 02

また、保護者として何ができるのかについては、P T A 不要論もありますが、ありがたいことに、私が所属する学校では、先生方と仲良くさせていただいています。P T A で先生方に余計な負担をかけないようにしている取り組みの話を、ちょっとさせていただきました。例えば、案内を P T A から全保護者に流す場合も、以前は先生方に作成していただいたのですが、それも全て本部でやるということ

で、一応当たり前に今、そうやって行っています。それが他の市町村の方からすると、そこまで実施するののかという形だったのですが、案内部にとっては、チャッピーさんもいるので、そのあたりをうまく使いながら、最後は学校に見ていただき、保護者向けに流すのも、先生方にとっては非常に助かるということで、元教員の先生がお話をされていました。あとは、すみません、あまりきれいにまとめていなかったのですが、あと、少し忘れましたが、スクールロイヤー制度ですか。そのあたりについても内容を忘れてしまったのですが、これがすごくいいというのと、あと、放課後子ども教室、他が助手を動かすことワクワク広場など、おそらくそのあたりを指すと思いますが、そのあたりに担い手もどんどん減ってきているという話も出ていまして、私はその時話したのが、PTAのそのような横のネットワークを使って、もっと広げられるような、例えば、PTAの役員さんに、そのようなお手伝いをどうですかなどと尋ねたり、また地域の方々、先ほどの第二文化会も、その地域の方々も地元みんな住んでいる、先生方よりも住んでいる、保護者の私たちの方は近所の方々をよく知っているなので、そのような近所の方を、例えば学校と話をし、マッチングやご紹介もできるような話をし、そういう学校の授業の出前授業などですかね、というのも、PTAが主導ではありませんが、先生方と相談して、学校と地域の人をつなげたりするのも有効な方法だという話をしていました。

(「ありません」の声あり)

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

#### **日程第4 議 事**

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（指定管理者の指定について  
報告第19号 （多賀城市社会体育施設等）**

#### **教育長**

続いて、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第19号「臨時代理の報告について（指定管理者の指定について（多賀城市社会体育施設等）

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

#### **生涯学習課長**

それでは、説明させていただきます。8ページと9ページをお願いします。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定に基づき、多賀城市社会体育施設等に係る指定管理者の指定について臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

報告内容は、多賀城市社会体育施設等に係る指定管理者の指定に関する市議会提出議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたもので、異議のない旨を回答したものであります。

10ページをご覧ください。指定管理者の指定について説明いたします。

1に記載の7つの社会体育施設等が「指定管理者に管理を行わせる公の施設」になります。

2の「指定管理者となる団体」は、特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブです。

3の「指定の期間」は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものです。

11ページから31ページまでの議案資料につきましては、10月29日開催の第10回教育委員会定例会において説明させていただいた議案第28号関係資料と同様の内容となっておりますので、説明は概要のみとさせていただきます。

11ページをお願いします。

5月30日に指定管理者評価委員会を開催し、14ページにあるように346点の良という結果を得て、7月23日の第7回教育委員会定例会において候補者の選定を非公募により選定することを決定していただきました。

その後、9月1日に指定管理者選定委員会を開催し、20ページにあるように349点の良という結果を得て、12ページの10月29日の第10回教育委員会定例会において指定管理者の候補者とすることを決定していただきました。

今後のスケジュールですが、31ページをお願いします。

2月に基本協定書、3月に年度協定書を締結し、4月からは、第6期指定管理期間のスタートとなります。

以上で説明を終了させていただきます。

## 教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第19号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、臨時代理事務報告第19号について承認します。

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（指定管理者の指定について  
報告第20号 （多賀城市文化センター）**

**教育長**

次に、臨時代理事務報告第20号「臨時代理の報告について（指定管理者の指定について（多賀城市文化センター）

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

**生涯学習課長**

文化センターの指定管理の指定について説明します。36ページをご覧ください。指定管理者の指定について説明いたします。

1に記載の文化センターが「指定管理者に管理を行わせる公の施設」となります。

2の「指定管理者となる団体」は、JM共同事業体で代表団体が「株式会社JT Bコミュニケーションデザイン」、構成団体は「三菱電機ビルソリューションズ株式会社」です。

3の「指定の期間」は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までとするものです。

37ページから59ページまでの議案資料につきましては、10月23日開催の第10回教育委員会定例会において説明させていただいた議案第29号関係資料と同様の内容となっておりますので、説明は概要のみとさせていただきます。

37ページをお願いします。

6月3日に指定管理者評価委員会を開催し、40ページにあるように327点の可という結果を得て、7月23日の第7回教育委員会定例会において候補者の選定を公募により選定することを決定していただきました。

その後、10月10日に指定管理者選定委員会を開催し、46ページにあるようにJM共同事業体が479点の優という結果を得て、10月29日の第10回教育委員会定例会において指定管理者の候補者とすることを決定していただきました。

今後のスケジュールですが、59ページをお願いします。

2月に基本協定書、3月に年度協定書を締結し、4月からは、第4期指定管理期間のスタートとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

## 教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。  
高田委員。

## 高田委員

指定の期間、10年間毎年モニタリングをするというお話ですが。そのモニタリングは主に施設管理者が主になると思いますが、指定事業の取り組み状況やそういったところを評価する、あるいは確認する手段はありますか。

## 生涯学習課長

指定管理でお願いしている業務の中には、ソフト面もハード面もあり、両方についてモニタリングは現在年2回実施しています。ただやはりそれだけでは足りないだろうということと、先ほどの説明にもありましたが、評価委員会では「可」だったものの、選定委員会では「優」だったということで、実績に対してはそれほど高くはなかったのですが、未来の提案に対してはすごく評価が良かったということで、この未来に対しての評価を、確実に実施していただきたいという思いがあるので、そこのモニタリングや外部の人に評価してもらおう見てもらおうということは大切なのだろうと思っています。今、そこを検討中でした。

「優」のまま10年間いけるようなことは考えていきたいと思っています。

## 高田委員

56ページ、57ページに、今後10年間で行う文化芸術の振興をたくさん盛り込んでいただいているのですが、果たして達成できるのか、そして人材育成の部分では、マネジメントと職員体制を拝見すると、この人材育成を担う担当者はどの職員になるのかが気になりました。これまでホール関係の主催事業や貸館業務に力をいれてきた実績があるかと思います。その中には市民共同のミュージカルなどもあります。人材育成については、おそらく大河原町のえずこホール等の事例を参考にしているのではないかとおもいますが、計画書の文言からは本当に実態に基づいて計画しているのか疑問を感じました。提示いただいた計画が実現できるよう見守ってけるとよいかと思ったところです。

## 生涯学習課長

我々も同じ思いです。提案が非常に良くても、実際にそれが実現できるかどうかこれが課題になってくると思います。提案がそのまま実現できるような環境を私たちも注視し、応援したいと思っているので、ここに書かれていることが全て

実現できて 10 年後に「優」という評価が出るようなそんな指定管理にしてもらえればなと思います。

## 高田委員

ありがとうございます。

## 教育長

ほかにございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第 20 号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、臨時代理事務報告第 20 号について承認します。

## 臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和 7 年度多賀城市一般会計 報告第 21 号 補正予算（第 4 号）

## 教育長

次に、臨時代理事務報告第 21 号「臨時代理の報告について（令和 7 年度一般会計補正予算（第 4 号）」、関連がありますので、臨時代理事務報告第 22 号「臨時代理の報告について（令和 7 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）」を併せて議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。

## 次長

それでは、臨時代理事務報告第 21 号、第 22 号についてご説明します。63 ページをお願いします。

令和 7 年 11 月 28 日付けで、地方教育行政の組織および運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から第 4 回定例会に提出する議案の作成にあたり意見を求められ、臨時により回答したものについて報告をするものです。62 ページの臨時代理事務書をご覧ください。これは令和 7 年度多賀城市一般会計補正予算第（第 4 号）に対する意見について、異議がない旨を回答しています。

続きまして、67 ページをお願いします。こちらにつきましても、同様に地方教育行政の組織および組織および運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められ、66 ページのとおり、令和 7 年度多賀城市一般会計補正予算

(第5号)に対する意見件について、意義のない旨を回答しています。

それでは、別紙の臨時代理事務報告第21号関係資料の2ページをお開きください。補正予算額は、教育委員会にかかる分につきましては、太枠内の一番上段に2,729万5千円の増額の予算計上となっています。内容につきまして、それぞれ担当課からご説明します。

ではまず始めに8ページをお願いします。

10款2項1目、小学校管理費で772万5千円の増額を補正するものです。このうち右側の説明欄1、学校施設維持管理事業小学校で412万8千円の増額ですが、10節の需要費の283万8千円の増額は各小学校で児童が使用している机・椅子について、経年劣化により交換が必要となったため、新たに机200台、椅子200脚を購入するものです。続いて17節の備品購入費129万円の増額は来年度特別支援教室に入学する児童の特性に合わせた備品を購入するものです。続きまして、説明欄2、学校環境整備事業小学校の354万4千円の増額は、12節の委託料で来年度、多賀城八幡小学校において特別支援教室の増設に伴い、エアコン設置費用を計上するものです。続きまして、説明欄の3、4、5、6、それぞれ多賀城東小、山王小、城南小、多賀城八幡小で増額につきましては、来年度、特別支援教室に入学または入級する児童の特性に合わせた消耗品を購入するものです。

続きまして、下の段の3項1目、中学校管理費で1,467万1千円の増額を補正するものです。うち説明欄1 学校施設維持管理事業中学校932万2千円の増額ですが、10節の需要費177万4千円は、各中学校で生徒が使用している机椅子について、経年劣化により効果が必要となったため、新たに机125台、椅子125客を購入するものです。次に、12節委託料の695万7千円の増額は、多賀城中学校、第二中学校、高崎中学校のテニスコートの整備に要する費用を計上するものです。次に、17節の備品購入費の59万1千円の増額は、来年度、特別支援教室に入学する生徒の特性に合わせた備品を購入するものです。

続きまして、説明欄2、学校環境整備事業中学校の511万5千円の増額は12節の委託費で、多賀城中学校に新設した特別教室へのエアコン設置と、東豊中学校のサポートルームに設置しているエアコンの交換費用を計上するものです。

続きまして、説明欄3、学校施設維持管理事業中学校、第二中学校の23万4千円の増額は、来年度、特別支援教室に入学する生徒の特性に合わせた消耗費を購入するものです。次のページをお願いします。

## 生涯学習課長

次に、4項2目社会教育振興費で150万円の増額補正をするものです。説明欄1 生涯学習活動費補助事業は、市民や市内の団体が行う生涯学習活動に要する経費

を補助するもので、全国大会等に出場することに伴う申請件数が増加していることから、当初予定していた補助交付額を上回ることが見込まれるため、増額するものです。

次に、3目公民館費で131万5千円を減額補正するものです。

説明欄1山王地区公民館管理運営事業、12節の清掃業務委託料の減額は、事業費が確定したことに伴い減額するものです。

## 文化財課長

次に、9ページの6目埋蔵文化財調査センター費で7万円の増額補正をするものです。右側10ページに移りまして、説明欄、埋蔵文化財調査センター費のうち1出土品等整備保存事業の17万円の増額は、12節の産業廃棄物処理業務委託料で10万円の増額と15節の原材料費で7万円の増額を合わせたものです。これは、木製品の保存処理に要する薬剤処分費及び薬剤購入に係る経費を増額するものです。続きまして、その下の説明欄2、埋蔵文化財調査事業補助で10万円の減額補正をするものです。これは、発掘調査の実績等により、会計年度任用職員の通勤手当について、8節の旅費で17万円の減額、12節の測量業務委託料で3万円の減額、15節の原材料費、埋め戻し用砂代で3万2千円を減額するものです。

## 次長

続きまして、3ページ、4ページをお願いします。こちらは務負担軽減の設定です。市役所の予算は、単年度で見ることになっていますが、新年度の4月1日から様々な業務を開始するものであるため、事前に契約を結ぶ都合上、債務負担行為の設定という形を取らせていただき、議会の承認のもとに手続きをすることがありまして、毎年この時期に計上しています。

主なものについてご説明します。1ページのICT支援員業務委託、各小中学校ですが、これは令和7年度に引き続き、各小中学校にICT支援員を配置するもので令和8年度当初から業務をスタートさせるにあたり、あらかじめ令和7年度中に契約準備を進めるため、まず限度額を小学校で6,559万6千円、中学校で4,373万3千円とする債務負担行為を設定するものです。

次に、各小中学校の地域おこし協力隊運営業務です。これは既存のICT支援員と協力しながら、教職員のICT活用能力、指導力向上と児童生徒の情報活用能力向上など、教育DX（デジタルトランスフォーメーション）といった次元を高めていきます。例えば、単に授業でパソコンやタブレットを使うといったところからデジタルで子どもたち一人ひとりにあった学びを提供するといったところに持っていくため、地域おこし協力隊を活用するもので、令和8年度当初から業務をスター

トさせるにあたり、あらかじめ令和7年度中に契約準備を進めるため、限度額を小学校で1億651万8千円、中学校で7,101万3千円とする5年間の債務負担行為を設定するものです。

4ページをお願いします。次に文化センター指定管理業務ですが、これは文化センターの指定管理業務で、令和8年度から令和17年度までの10年間で限度額を17億418万9千円とする債務負担行為を設定するものです。

次に、社会体育施設等指定管理業務ですが、これは社会体育施設等の指定管理業務で、令和8年度から令和12年度までの5年間で限度額を7億4,503万円とする債務負担行為を設定するものです。

臨時代事務報告第21号関係につきましては以上です。

続きまして、臨時代事務報告第22号関係についてご説明しますので、関係資料をご用意ください。

臨時代理事務報告第22号関係資料の6ページ、7ページをお願いいたします

今回提出していますのは、令和7年の人事院勧告に基づく本市の常勤職員及び会計年度人件職員の給与等の増額補正の内容です。国家公務員の給与制度に準拠する形をとっていますので、国の法律改正に合わせて補正予算を計上するものです。

教育委員会の補正額につきましては、6ページの資格込み補正額のところにありますとおり、3,653万4千円を増額するものです。

8ページ、9ページをご覧ください。教育総務課関係の職員人件費、それから会計年度任用職員の報酬改定分です。

10ページ、11ページをお願いします。10ページ上段は、教育総務課関係です。以降は、生涯学習課から山王地区公民館、文化財課です。

12ページ、13ページをお願いします。埋蔵文化財調査センターにかかるものまた、保健体育費ということで、生涯学習課関係の職員、学校給食管理費ということで、給食センターの職員の人事院勧告に伴う増額等について計上していきます。臨時代理事務報告第22号の説明につきましては、以上です。

## 教育長

それでは、一般会計補正予算第4号と一般会計補正予算第5号を一括して質疑します。ただいまの説明について質疑はありませんか。小野委員。

## 小野委員

補正予算第4号の資料3ページにあった「地域おこし協力隊運営業務委託」のところで説明していただいたのですが、具体的に教えてください。

## 次長

はい、現在ICT支援員と呼ばれる有資格者の方々が、各小中学校に1日6時間の月3回程度、各学校に入ってICT関係の支援をしています。各学校からは、機器の操作の仕方の質問を脱して、授業での積極的活用のフェーズに移ってきているもののICT支援員が不足している状況です。財源も限られている中で、地域おこし協力隊制度を使って地方への移住を促し、その方々に学校現場に入っていただき、既存のICT支援員と一緒に学校の先生方のサポートを行っていただくことを想定しています。

こちらにつきましては、特別交付税という特定の財源が付きますので、市の持ち出しがない形で任用できるというものです。令和8年度には、新たに小中学校の合計で3名を任用しまして、令和9年度には6名、令和10年度には9名と3年ごとの任期なので、3、3、3と増やして、令和11年度は最初の人たちが減少して6名、令和12年度には3名、令和13年度からは、各学校でICT支援員がいなくても、様々な情報共有システムなどをその間構築して、自走できるような体制を組むことを計画しています。

ただ、そうは申し上げましても、現在、ICT人材と申しますか、有資格者が来ていただくということはなかなかそうならない場合がありますので、しっかりと研修をしながら4月になりましたら、募集、採用、それからお試し、それからインターンシップを経て、実際に学校に入っていくのは10月ぐらいからの予定です。そのあたりの研修業務なども、この運營業務委託の中で行っていく予定です。

## 小野委員

ありがとうございます。もう一つ伺います。その研修などは、ある程度体制ができているものなのでしょうか。

## 次長

研修につきましては、この運營業務委託のほかに、別の総務省の地域活性化企業人制度があり、中央から地方に様々な研修や人材育成を担っていただけるような専門家を派遣していただく制度があります。そうした制度を活用して、協力隊の方が一人立ちしてやっていけるような研修にしていきたいと考えています。

## 小野委員

いい人が一人でも多く来ていただけるといいなと思います。こういうことに地域おこし協力隊を活用できるということを知りませんでした。よくぞ事務局の方で制度を利用していただいたなと思います。国からの交付税でできるのですよね。

本当のことを言うと、もっと続けてほしいというのが私の希望なのですが、まずはこの5年間でということですね。ありがとうございます。

### **高田委員**

適性のある人が応募してくれるといいですね。結構地域おこし協力隊はいろいろな課題を抱えていて、それを達成しない人材もいますが、人がいないからやむを得ないからお願いするといったことも現状にあるので、やはりちゃんとしたところに情報、この求めている人材を育てている現場に、その情報が行き届いて、ちゃんとニーズと合うと、本当に素晴らしいですね。

### **次長**

おっしゃるとおりです。例えば中央でシステムエンジニア等をしていたのですが、Uターン・Iターンして宮城に行きたいと思っている方々が来ていただくと、現場によりフィットするかなという思いもあります。

あるいは、そうしたスキルはなくとも、このネクストギガが始まる中で、教育DXにコミットしていきたいと熱意を持った方が入っていただけることを想定しています。また、地域おこし協力隊につきましては3年間の任期ですので、終わった後はできればこのエリアに住んでいただき、何がしらの起業等をしていただくということを国も目指しているところですので、例えば現在第二中学校にあるようなスティームラボのようなものを、単なる塾や教室ではないような形で地域の方と連携してやっていけるような拠点をこのエリアに開業してもらえるところまで行くとよいと思います。そういったところは期待しています。

### **小野委員**

将来のことも考えて採用していただけるのだということも分かりました。業務委託するということですが、どうぞよろしくお願いします。業務委託できる会社は何社もあるということですか。

### **次長**

地域おこし協力隊は県内でも様々な自治体で実施しています。こうしたことを請け負う事業者は何社かあります。そのため、1月にプロポーザルを行った上で、しかるべき事業者を選定したいと考えています。

### **小野委員**

ありがとうございます。

## 教育長

ほかに、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第21号及び第22号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、臨時代理事務報告第21号及び第22号について承認します。

## 議案第31号 令和7年度多賀城市教育功績者等表彰について

## 教育長

次に、議案第31号「令和7年度多賀城市教育功績者等表彰について」を議題といたします。内容につきましては、次長から説明をいたします。

## 次長

それでは、議案第31号について、御説明いたします。

議案資料の69ページをお願いいたします。議案第31号「令和7年度多賀城市教育功績者等表彰について」、別紙のとおり決定するというものです。

議案第31号関係資料と題したA3版横長の資料を御覧願います。

1ページは、推薦候補者の総括表で、次ページ以降は、推薦候補者の調書となります。

それでは、1ページを御覧ください。今年度の推薦候補者数ですが、資料の中ほどの内申された人数の列にありますとおり、合計で64件、内訳としましては、個人が59名、団体が5件となります。候補区分で申し上げますと、学校教育振興(個人)で1名、社会教育振興(個人)が6名、社会体育振興(個人)が4名、児童生徒の顕彰で、個人が50名、団体で3件となります。

推薦に当たり、根拠といたしましては、「多賀城市教育委員会表彰規則」の規定により、「教育、文化、体育・スポーツの向上発展に寄与した方々」に対し、表彰するものでございます。

なお、本日、お手元に「多賀城市教育委員会表彰規則」と「多賀城市教育委員会表彰候補者選考基準」のA3判資料をお配りしておりますので、その概要を御説明いたします。

まず、左側の表彰規則でございますが、第1条は、規則の趣旨として、「本市の

教育、文化、体育・スポーツ等の向上発展に寄与した者に対し、多賀城市教育委員会が行う表彰に関して」定めることとしております。

第2条は、表彰の種類ですが、教育功績者表彰と児童生徒顕彰の二つになります。

第3条は、この項目に該当する方を表彰するという内容になります。

第1項の第1号は「本市内に所在する団体又は本市内に居住し、若しくは勤務する者で、教育、文化、体育・スポーツ等の向上発展に特に功績があったもの」でございます。

第2号は「教育委員会が任命又は委嘱した各種委員等として10年以上在任した者で特にその功績が顕著なもの」でございます。

第3号は「前2号に定めるもののほか、表彰に値する業績又は行為のあった者」でございます。

第2項は、児童生徒の顕彰関係を規定したものです。

次に右側の選考基準を御覧ください。

第2条から第4条までに、表彰の選考基準等を規定しております。一つひとつの項目の説明は省略させていただきますが、前段で申し上げました、表彰規則の第3条の規定について、それぞれ基準を定めたものでございます。

それでは功績内容について、各課長等から、順に内容を御説明申し上げます。

## 次長

2ページを御覧ください。

はじめに、1学校教育振興(個人)ですが、番号1の林栄成さんにつきましては、学校歯科医として、林さんは天真小学校に、長年にわたり学校における環境衛生に従事、疾病の予防措置に尽力されていることによりまして、先ほどの表彰規則第3条第1項第2号の規定に該当すると認められるものでございます。

## 生涯学習課長

続きまして、2の社会教育振興(個人)になります。

番号1の鈴木きくえさんですが、史都多賀城万葉まつり実行委員会茶席部会長として、多年にわたり、会員の模範となり活動すると共に、地域における社会教育活動の推進役として、本市の発展に尽力した功績によりまして、多賀城市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号の規定に該当すると認められるものでございます。

次に番号2の加藤たみ子さんですが、史都多賀城万葉まつり実行委員会衣装部会長として、多年にわたり、会員の模範となり活動すると共に、地域における社会教育活動の推進役として、本市の発展に尽力した功績によりまして、多賀城市教育

員会表彰規則第3条第1項第1号の規定に該当すると認められるものでございます。

次に番号3の千葉みつ子さんですが、史都多賀城万葉まつり実行委員会の理事等として、多年にわたり、会員の模範となり活動すると共に、地域における社会教育活動の推進役として、本市の発展に寄与した功績によりまして、多賀城市教育員会表彰規則第3条第1項第1号の規定に該当すると認められるものでございます。

次に番号4の菊地久光さんですが、史都多賀城万葉まつり実行委員会の行列部会長として、多年にわたり、会員の模範となり活動すると共に、地域における社会教育活動の推進役として、本市の発展に寄与した功績によりまして、多賀城市教育員会表彰規則第3条第1項第1号の規定に該当すると認められるものでございます。

次に番号5の堀田由美子さんですが、史都多賀城万葉まつり実行委員会の監事及び会計として、多年にわたり、会員の模範となり活動すると共に、地域における社会教育活動の推進役として、本市の発展に寄与した功績によりまして、多賀城市教育員会表彰規則第3条第1項第1号の規定に該当すると認められるものでございます。

次に番号6の伊藤光子さんですが、史都多賀城万葉まつり実行委員会の事業所部会長として、多年にわたり、会員の模範となり活動すると共に、地域における社会教育活動の推進役として、本市の発展に寄与した功績によりまして、多賀城市教育員会表彰規則第3条第1項第1号の規定に該当すると認められるものでございます。

次に3の社会体育振興（個人）になります。

番号1の阿部福次さん、項番2の齋藤繁夫さん、項番3の永田秀隆さん、項番4の青島大輔さんですが、多賀城市スポーツ推進審議会委員として、多年にわたり本市のスポーツ行政について貴重な御意見を頂戴し、本審議会においては委員として積極的に関わっていただいております。本市のスポーツ行政に果たした功績によりまして、多賀城市教育員会表彰規則第3条第1項第1号の規定に該当すると認められるものでございます。

## 学校教育監

続きまして、4ページから8ページを御覧ください。

4児童・生徒の表彰（個人）及び5児童・生徒の表彰（団体）でございます。

番号1から番号48までの35名の児童、生徒につきましては、空手や卓球、水泳、サッカー、野球などの体育活動や習字、など文化活動において、表彰規則第3

条第2項に規定する「他の模範とするに足る行為があった児童生徒」であると認められ、校長の内申をいただき推薦するものでございます。

また、6ページの番号1から番号5までの団体につきましては、それぞれ、小学生の所属するチームや中学校の部活動における大会において顕著な成績を残したことから、校長の内申をいただき推薦するものでございます。

議案第31号の説明は、以上でございます。

## 教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。  
小野委員。

## 小野委員

8ページのナンバー1のエンジェルスマイル多賀城、まだ調書が届いていない多賀城小学校の団体は何の競技ですか。

## 次長

バレーボールです。

## 小野委員

バレーボールですか。分かりました、ありがとうございます。

## 鈴木主査

エンジェルスマイル多賀城さんですが、令和5年度の時にも表彰を受けています。こちらの多賀城小学校を拠点とし、活動されているサークルで、ほぼ多くの生徒さん、多賀城小学校の児童が入って活躍されています。昨日、多賀城小学校の教頭先生から東北大会で準優勝を飾ったというお知らせをいただきました。調書などについてこれからいただくということになりました。

## 教育長

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第31号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、臨時代理事務報告第31号について、承認します。

## 日程第5 その他

### 教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。事務局からありますか。学校教育監。

### 学校教育監

お手元に「業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」という資料を配布しておりますので、ご覧ください。

給特法等の一部改正に伴い、各市町村教育委員会において、今年度中の策定が必要となる「業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」について、御説明いたします。

本計画は、1月の総合教育会議での議論や校長会等での意見を踏まえ、2月の教育委員会で原案を提出する予定で、今回の資料は、そのたたき台となるものであることを御了承ください。

資料3ページを御覧ください。まず本計画の趣旨ですが、教育職員の業務量を適切に管理し、健康を確保することで、持続可能で質の高い教育環境を整備することを目的としています。働き方改革は、子供たち一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすためにも不可欠であり、教育の質と職場環境の両立を図るものです。

現状として、本市では勤務時間の上限方針に基づき取組を進めてきましたが、令和6年度の主幹教諭を含む教諭の時間外在校等時間は、小学校で月平均26.3時間、中学校で48.2時間となっており、特に中学校で負担が大きい状況です。また、年休取得やストレスチェックの実施体制など、健康確保の面でも改善が必要です。朱文字の部分は、これからの的確な現状を把握するため調査する内容です。

資料4ページを御覧ください。こうした状況を踏まえ、本計画では、時間外在校等時間の縮減や年休取得の促進、働きがいの向上などの目標を設定し、令和8年度から10年度までの3年間で取り組みを進めます。

資料5ページを御覧ください。主な施策としては、チーム担任制の推進や教科等指導員制度の導入などの組織体制の強化、医師面談や相談窓口の周知、定時退校日の設定など健康確保の取組を進めます。

資料6ページを御覧ください。文部科学省から、平成31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、学校以外が担

うべき業務の整理、教師以外が参画すべき業務の移行、ICT活用による事務負担軽減など、業務の見直しを進めます。

さらに、授業時数や諸活動の見直し、校務DXの推進、文書削減、研修のオンライン化など、学校現場での具体的な改善策も盛り込んでいます。

資料8ページを御覧ください。太文字の5「関連する取組、今後のフォローアップについて」の(1)に記載しておりますが、今後は、在校等時間の状況を毎年度、多賀城市のHPで公表し、教育委員会や総合教育会議で報告するとともに、必要に応じて学校への支援・指導を行います。また、保護者や地域への理解促進にも取り組み、学校全体で働き方改革を進めていきます。

以上が本計画(案)の概要です。本日はたたき台として説明し、いただいた御意見を踏まえて原案を作成してまいります。以上で説明を終わります。

## 教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。  
小野委員。

## 小野委員

6ページ業務の見直しのところの、①ハの学校徴収金の徴収・管理の部分ですが、令和9年度から学校徴収金システムの導入により、教育職員が現金を取り扱わない仕組みを構築するという事は、もう準備できているのでしょうか。

## 次長

現在、各学校に導入している校務支援システムには、学校徴収金のシステムは入っていないのですが、今度、NEXT GIGAの端末を教職員、それから児童生徒と新しくするのに合わせまして、校務支援システムも令和9年度から新しくする予定で、この学校徴収金のシステムも付いているような、校務支援システムを導入することを検討しているところです。

## 小野委員

ぜひ実現してください。1月の会議でまたお聞きします。

## 教育長

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これもちまして、令和7年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後6時50分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和8年1月23日

多賀城市教育委員会

教育長

委員

委員